

市立高教組ニュース

第 3 号 R4 (2022) 年 10 月 4 日 (火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

仙台市の定年延長制度

大枠決まる

仙台市の定年延長制度について、決まっていることをまとめると以下のようになります。

仙台市の定年延長制度概要

	R5~6	R7~8	R9~10	R11~12	R13~
定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

役職定年制の導入

- 管理職は原則 60 歳を上限とする。ただし、公務の運営に著しい支障が生ずる場合、引き続き管理監督職として勤務させることが出来る特例を設ける。

再任用制度

- 60 歳に達した日以降、定年前に退職した場合、希望により短時間勤務の職員として勤務できる。(再任用週 3 日) 任期は定年退職となる予定だった日まで。
- 暫定再任用制度として、定年後も 65 歳まで再任用として勤務できる。(現行の再任用フルタイム)

本人の意思確認

- 59 歳になる年度に、60 歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行い、60 歳以降の勤務についての意思確認を行う。

給与

- 61 歳になる年度の職員の給料月額を、60 歳時の 7 割水準とする。
- 管理職が役職を降任した場合でも、管理職時の 7 割水準とする。
- 管理職が役職定年出来ず、同じ職に就く場合は、10 割。但し、1 年ごとに任用を判断し、最長 3 年まで。

退職手当

- 定められた定年前に退職しても、60 歳を超えていれば、定年退職と同じ扱いで退職金を計算する。
- 期間率については、60 歳時に 35 年の期間を満了していない場合、61 歳以降の勤務も期間に加える。但し、延長分は 61 歳以降の賃金を基礎額として計算。

さて、ここで私たち組合は、延長された期間の給与が 7 割になることについて、「同一労働・同一賃金」の原則に反するため、問題と考えています。

現在の再任用フルタイムは、一度退職して退職金をもらい、新たな制度として 1 年ごとに意思確認され、再雇用されている形となります。しかし定年延長は、退職しませんので、現役のまま、退職金を受け取らずに、給与が 7 割に削減されます。一般的に、減給されるのは業務責任や業務量が減った場合、または懲戒を受けた場合などですから、組合ではこれをこのままですか。と受け入れるわけにはいかないと考えています。

給与が 7 割になるに伴って、どのような働き方が望ましいのか、その働き方についてみなさんからの意見を集約して交渉を進めていきます。後日、そのアンケートを実施しますので、ぜひご協力をお願いします。